

一般廃棄物収集運搬業許可証

山鹿市指令第 662 号

住 所 熊本市北区植木町今藤413番地1

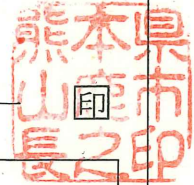
氏 名 株式会社 松岡清掃公社

代表取締役 松岡 美洋

令和7年2月13日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により次のとおり許可します。

令和7年3月5日

山鹿市長 早 田 順



事業所の所在地	熊本市北区植木町今藤413番地1
事業所の名称	株式会社 松岡清掃公社
取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え保管の有無	し尿・浄化槽汚泥【無】 事業系一般廃棄物及び臨時の家庭ごみ【無】
作業区域	山鹿市全域
許可期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
処分場所	山鹿市環境センター、山鹿市浄水センター、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場

許可の条件

- 1 一般廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。
- 2 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音及び振動によって、生活環境の保全上、支障が生じないようにすること。
- 3 市が定める一般廃棄物処理計画に従い収集又は運搬すること。
- 4 許可された車両を使用すること。また、許可された一般廃棄物以外は収集運搬しないこと。
- 5 関係法令及び山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を遵守すること。

注意事項

- 1 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 この許可証は、有効期間が満了したとき、又は他の事由により不要となった場合は、速やかに返納すること。
- 3 この許可証の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 4 この許可証を亡失し、又はき損したときは、再交付を受けること。
- 5 この業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止しようとするときは、速やかに届け出ること。